

第20回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成31年1月25日（金） 午後2時00分より

会議の場所 丹生川支所 2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報第40号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第4 | 報第41号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取り消しについて |
| 日程第5 | 議第143号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第6 | 議第144号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第7 | 議第145号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8 | 議第146号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第9 | 議第147号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について |
| 日程第10 | 議第148号 | 農用地利用配分計画（案）の決定について |
| 日程第11 | 議第149号 | 農用地利用配分計画[権利移転]（案）の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤善明、下田初秋、道上 修、

清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

なし

○本日会議に出席した職員等

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、農地主事：林義一、飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、書記：木戸脇良昭、尾形博司、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第20回高山市農業委員会を開催いたします。
本日の出席委員は、19名中19名で全員出席、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会長

先の1月11日に開催しました市長と語る会及び後の新年会においては、いろいろお話をさせていただきました。

新年会では市長にも出席いただきゆっくりと懇親していただきました。これも日頃からの委員皆様の市長に対する心使いが伝わった事だと思います。

昨日、高山地区の農業改良組合長会議に出席しまして、いろいろ書類がある中で、種粃・稲苗の注文書があり、料金が40年前とほとんど変わってもなく、苗については25%くらいしか値上げがなく、これも今回の種子法を県が守ってくれたおかげと大変ありがたく思いました。

本日も各種議案がありますが皆様の協力をいただきながら、スムーズに進行し終了したいと思いますので宜しくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。

議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 5番 山下委員と7番 加藤委員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日としたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第40号 農地所有適格法人の報告等について
を議題とします。

事務局の説明を願います。

林 農 地 主 事 今回は54法人のうち3法人についての報告となります。
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受
けた資料により総合的に確認しております。

(法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面
積、経営状況を説明)

以上、3件について報告いたします。

議 長 報告のとおり確認しました

続きまして、日程第4 報第41号 農地法の規定に基づく許可
処分の取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 書 記 今回は、1件の報告です。
(取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)
(その他の説明)

当案件について、後の3条で再申請がありますので改めて説明い
たします。

		以上 1 件の報告をさせていただきます。
議	長	報告のとおり確認しました。
		続きまして、日程第 5 議第 1 4 3 号 農地法第 3 条の規定による権利移動の許可について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 戸 脇	書 記	本日は、3 件の上程です。 本日上程しました案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。 (各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由を説明) 以上、3 件 田 畑 5 筆 合計 798 m ² についてご審議をお願いいたします。
議	長	ただいまの件についてご意見ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、農地法第 3 条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。 続きまして、日程第 6 議第 1 4 4 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
木 戸 脇	書 記	今回は、5 件の上程です。 最初に、農地区分は 1 0 ha 以上の集団農地を第 1 種農地、市街地区域内の用途指定区域を第 3 種農地、また市街地区域内にある第 3 種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第 2 種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を

いたします。

(スライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

(その他の説明)

4番・5番については、面積規模及び転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。

以上、5件、田畑8筆で計2,718.7㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7議第145号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇 本日は3件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準を照合し内容等確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上 3件 畑6筆 708㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上

使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第146号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は39件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、賃貸借の存続期間と新規の旨を説明)

(その他の説明)

39番の所有権移転は、スライドを活用し位置・場所・現地写真を写し説明。

以上、39件 田畑85筆 計125,121㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第9 議第147号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は33件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田102筆 117,166.61㎡について、新規10年の使用貸借及び賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、承認とします。

続きますして、日程第10 議第148号 農用地利用配分計画（案）について を議題とします。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は102件の上程です。
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、賃貸借・使用貸借の別・存続期間を説明)
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画（案）について、承認とします。

続きますして、日程第11 議第149号 農用地利用配分計画 [権利移転]（案）について を議題とします。
なお、1番から4番の全てが委員案件であります。該当委員は議事参加できませんので願います。
事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は4件の上程です。
(以前の農業委員会において農用地利用配分計画の承認後、県の告示を受けた農地で新たな借り手へ権利移転を行う旨、及び借り手の認定農業者の旨、経営内容、作付け予定作目、賃貸借の存続期間を説明)
以上、4件についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、農用地利用配分計画〔権利移転〕(案)について、承認とします。

関係委員の議事参与制限を解きます。

議

長

以上で本日本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第20回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

山下 義隆 委員

加藤 正雄 委員
